



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年5月1日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	尿素呼気試験は、ボノプラザン服用中又は終了後 2 週間以内の算定は原則として認められない。	H.pylori 検査(特に尿素呼気試験)を行う際は、PPI 非服用時或いは服用中止 2 週間以降に施行する必要がある。この条件を満たさない場合、尿素呼気試験は原則認められない。	適用年月日 令和 6 年 8 月 1 日 令和7年8月29日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

広島審査事務センター

・内科・歯科審査室内科審査課(TEL:082-576-7780)